

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 5 年度 (令和 6 年度変更)
計画主体	南会津町（代表）、昭和村

南会津町・昭和村ニホンジカ被害広域対策協議会

鳥獣被害防止計画

<代表町及び連絡先>

担 当 部 署 名 福島県南会津町農林課
所 在 地 福島県南会津郡南会津町田島字後原甲 3 5 3 1 番地 1
電 話 番 号 0 2 4 1 - 6 2 - 6 2 2 0
F A X 番 号 0 2 4 1 - 6 2 - 1 2 8 8
メールアドレス h_nourin@town.minamiaizu.lg.jp

<昭和村連絡先>

担 当 部 署 名 福島県昭和村産業建設課
所 在 地 福島県大沼郡昭和村大字下中津川字中島 6 5 2 番地
電 話 番 号 0 2 4 1 - 5 7 - 2 1 1 7
F A X 番 号 0 2 4 1 - 5 7 - 3 0 4 4
メールアドレス sangyou@vill.showa.fukushima.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンジカ
計画期間	令和6年度～令和8年度
対象地域	南会津町、昭和村

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和4年度）

鳥獣の種類	町村名	被害の現状	
		品 目	被害数値
ニホンジカ	南会津町	水稻	440.6 千円 41.8 a
		雑穀（そば）	558.4 千円 444.8 a
		花卉（ノイバラ他）	864.0 千円 60.0 a
		果樹（りんご）	399.2 千円 10.0 a
		計	2,262.2 千円 556.6 a
	昭和村	水稻	79.0 千円 7.0 a
		計	79.0 千円 7.0 a
	ニホンジカ合計		2,341.2 千円 563.6 a

(2) 被害の傾向

■ ニホンジカ 南会津町、昭和村において、被害量及び目撃件数は近年増加傾向にあることから、生息数が増加しているものと考えられる。特に、南会津町田島地域及び舘岩地域では高密度化が進んでおり、他地域に比べて被害量や捕獲数が高い状況にある。 農作物被害は5月～10月頃に発生し、水稻やそば、果樹、花卉に多く見られる。高密度化が進行している箇所では、森林の下層植生の衰退や樹皮食い等の森林被害が確認されており、さらに国指定天然記念物の駒止湿原内においてもニッコウキスゲ等の食害が問題になっていることから、本地域のニホンジカによる問題は農作物被害だけでなく、森林被害、生物多様性や水源涵養・治山機能への悪影響等、多岐にわたっている。
--

(3) 被害の軽減目標

鳥獣の種類	指標	町村名	現状値（令和４年度）	目標値（令和８年度）
ニホンジカ	被害金額	南会津町	2,262.2 千円	1,809.8 千円
		昭和村	79.0 千円	63.2 千円
		計	2,341.2 千円	1,873.0 千円
	被害面積	南会津町	556.6 a	445.3 a
		昭和村	7.0 a	5.6 a
		計	563.6 a	450.9 a

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等に関する取組	・各町村で編成する鳥獣被害対策実施隊の隊員を捕獲従事者とし、各地域の実情に応じた捕獲許可を交付して銃器・わなによる有害捕獲及び個体数調整を実施。 ・南会津町では、ニホンジカ管理事業実施計画を策定し、ニホンジカの個体数調整を実施。 ・捕獲体制の整備を図るため捕獲従事者にくくりわなを貸与する制度を運用し、捕獲技術の向上を図る講習会を開催。	・捕獲従事者の高齢化が進み、地域によっては従事者数が減少していることから、担い手の確保・育成が急務である。 ・被害量と被害エリアが拡大したため捕獲要請が加速度的に増加し、従来の体制では対応に限界があることから、捕獲従事者の増員以外の方策でも捕獲の効率化を図る必要がある。

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
防護柵の設置等に関する取組	・ 防護柵を新規に導入する費用への補助を実施。 ・ 追払い実施用の花火について、南会津町では購入費用の一部を補助し、昭和村では現物を使用し、住民と役場共同で追払いを実施。 ・ 鳥獣被害対策実施隊を編成し、地域の巡回をして被害状況の確認、追払いを実施。 ・ 南会津町では、住民の自主的な対策の実施並びに集落ぐるみの対策を促すため、講習会や集落環境診断を実施。 ・ 南会津町では、集落の合意形成が図られた箇所では県事業を活用した緩衝帯整備や放任果樹の伐採等を実施し、昭和村では、鳥獣被害対策実施隊が放任果樹の伐採等を実施。	・ 個人で実施する防護柵設置等の対策では地域全体の被害軽減につながりにくいため、集落ぐるみの対策をより一層推進する必要がある。 ・ 集落ぐるみの対策を実施するため、対策手法を学ぶ機会や対策実施に係る合意形成を図る機会の創出が必要である。

(5) 今後の取組方針

対象獣の生息域の拡大と生息数の増加は地域の農林業に深刻な影響を及ぼし、さらには人家周辺の圃場等に多く出没している状況下で人身被害や交通事故等の危険性も高まっていることから、的確に被害軽減及び人と野生動物との棲み分けを図るため、捕獲・被害防除・生息環境管理を3本柱として総合的対策を適切に推進していく。

○捕 獲

鳥獣被害対策実施隊を編成し、捕獲の実行部隊として有害捕獲許可を交付して個体数の減少を図りつつ、科学的な生息状況調査の結果を捕獲体制や手法に還元して効率的に捕獲圧を高めていく。

また、狩猟資格の取得を目指す住民への情報発信を積極的に行い、捕獲従事者数の増加も目指す。

○被害防除

個人による自主的な防護柵設置等の被害防除対策の推進を図るため、対策手法や防護柵設置に係る補助制度について周知し、引き続き支援を進めていく。

また、本地域全体の被害量を減少させるためには、集落ぐるみ等の広域的な被害防除を促していく必要があるため、集落ごとの勉強会や座談会を開催して地域住民の合意形成を支援するとともに、関係機関との連携体制を構築して広域的な対策の維持管理に関しても適切な指導・助言を実施する。

○生息環境管理

藪や放任果樹の除去や緩衝帯の整備は、個人単位で実施しても十分な効果を見込めないため、地域住民の合意形成を図りながら集落ぐるみの実施を推進する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

各町村管内の捕獲に関しては個別に対応する。広域的な捕獲を実施する場合には、場所や日時を各町村及び実施隊と協議した上で実施する。

【南会津町】

南会津町鳥獣被害対策実施隊を編成し、狩猟資格を有する隊員に捕獲許可を交付して捕獲を実施する。特に被害や出没が多く発生する4月～11月には、実施隊員による町内の定期巡回を行い、被害箇所の確認やわなの設置・点検、追い払いも併せて実施し、捕獲圧の向上と被害の軽減を図る。

また、生息状況調査の結果と捕獲従事者のノウハウ等から効率的に捕獲が見込める捕獲時期、捕獲場所等について協議し、集中的な捕獲を適宜実施する。

大型獣の捕獲にライフル銃が有効であることから、ライフル銃の所持を認められた鳥獣被害対策実施隊員については、この使用を推奨する。

【昭和村】

福島県猟友会両沼支部昭和分会より推薦を受けた者を、昭和村鳥獣被害対策実施隊として任命し、捕獲活動を実施する。

捕獲時期や捕獲場所等は、昭和村と昭和村鳥獣被害対策実施隊が協議して決定し、捕獲圧の向上と効果的な捕獲を図る。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度	ニホンジカ	・ 捕獲機材の導入及び普及 ・ 被害状況及び生息状況調査の実施 ・ ICT技術等を活用した効果的捕獲の推進 ・ 捕獲の担い手確保及び育成の取組
令和7年度	ニホンジカ	・ 捕獲機材の導入及び普及 ・ 被害状況及び生息状況調査の実施 ・ ICT技術等を活用した効果的捕獲の推進 ・ 捕獲の担い手確保及び育成の取組
令和8年度	ニホンジカ	・ 捕獲機材の導入及び普及 ・ 被害状況及び生息状況調査の実施 ・ ICT技術等を活用した効果的捕獲の推進 ・ 捕獲の担い手確保及び育成の取組

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
福島県第13次鳥獣保護管理事業計画、福島県ニホンジカ管理計画に基づく基準により捕獲を行う。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ニホンジカ	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画及び福島県ニホンジカ管理計画に基づく基準による。 【捕獲計画数】 ○南会津町：(R6)652頭/(R7)652頭/(R8)652頭 （南会津町ニホンジカ管理事業実施計画の令和5年度捕獲計画数） ○昭和村：捕獲計画数の設定なし		

捕獲等の取組内容

ニホンジカによる被害が多く、本地域で年間を通して生息が確認されていることから、４月から翌年３月まで通年の捕獲を実施する。

○ニホンジカ

冬期以外の期間ではくくりわなによる捕獲を主とし、冬期間には積雪を活かしたグループ猟や忍び猟等の銃器を用いた捕獲によって捕獲圧の向上を図る。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

大型獣の効果的な捕獲にはライフル銃は有効であり、ライフル銃の所持を認められた鳥獣被害対策実施隊員について使用を推奨する。

（４）許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
南会津町 昭和村	ニホンジカ

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ニホンジカ	地域住民が主体となった侵入防止柵の設置を推進する。 延長 10,000m (南会津町・昭和村の合計値)	地域住民が主体となった侵入防止柵の設置を推進する。 延長 7,000m (南会津町・昭和村の合計値)	地域住民が主体となった侵入防止柵の設置を推進する。 延長 6,000m (南会津町・昭和村の合計値)

(注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。

2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) その他被害防止に関する取組

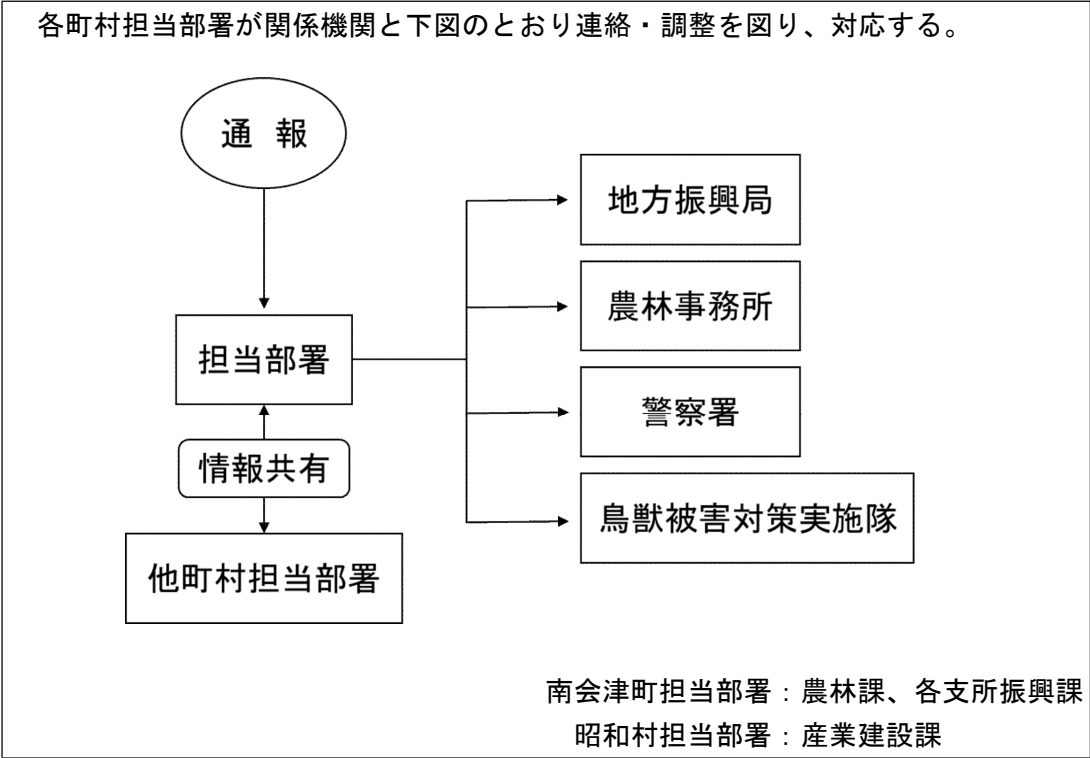
年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度	ニホンジカ	・ ICT 技術等を活用した生息状況調査の実施 ・ 各町村で捕獲・被害情報の調査 ・ 大学等と連携した生息状況調査等の実施 ・ 集落ぐるみで実施する対策に係る合意形成支援
令和7年度	ニホンジカ	・ ICT 技術等を活用した生息状況調査の実施 ・ 各町村で捕獲・被害情報の調査 ・ 大学等と連携した生息状況調査等の実施 ・ 集落ぐるみで実施する対策に係る合意形成支援
令和8年度	ニホンジカ	・ ICT 技術等を活用した生息状況調査の実施 ・ 各町村で捕獲・被害情報の調査 ・ 大学等と連携した生息状況調査等の実施 ・ 集落ぐるみで実施する対策に係る合意形成支援

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
南会津町 昭和村	・ 被害状況の把握と関係機関への情報提供 ・ 住民への注意喚起 ・ 対策の提案、指導及び実施の統括 ・ 捕獲許可交付
南会津町鳥獣被害対策実施隊 南会津町有害鳥獣捕獲隊 昭和村鳥獣被害対策実施隊	・ 捕獲に係る業務 ・ パトロール及び被害調査 ・ 被害防止対策等の指導
南会津地方振興局 会津地方振興局	・ 被害防止に係る助言及び指導 ・ 捕獲活動に係る助言及び指導
南会津農林事務所 会津農林事務所	
南会津警察署 会津坂下警察署	・ 現場確認及び立会い ・ 緊急時における住民の安全確保
会津よつば農業協同組合 福島県農業共済組合	・ 被害量などの情報提供 ・ 被害防止に係る助言及び指導

(2) 緊急時の連絡体制



6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

処理施設での焼却、又は土地所有者の同意を得た箇所に埋却のいずれかによって適切に処理する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

学術研究等に活用できる場合には、捕獲個体の一部又は全部を調査研究機関に提供するなど、積極的な利用を図る。
また、皮革等で利活用が見込める場合には、これに努める。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	南会津町・昭和村ニホンジカ被害広域対策協議会
構成機関の名称	役 割
南会津町	・ 協議会事務局として、協議会に関する事務及び連絡調整 ・ 各種情報収集及び関係機関への情報提供 ・ 被害防止対策の指導
昭和村	・ 各関係機関との連絡調整 ・ 各種情報収集及び関係機関への情報提供 ・ 被害防止対策の指導
南会津町猟友会 昭和村猟友会	・ 広域協議会構成員としての助言 ・ 対象鳥獣に関する情報提供及び捕獲

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
南会津町鳥獣被害対策実施隊 南会津町有害鳥獣捕獲隊 昭和村鳥獣被害対策実施隊	捕獲に係わる業務 パトロール及び被害調査 被害防止対策等の指導
関東森林管理局 会津森林管理署南会津支署 関東森林管理局 会津森林管理署昭和村森林事務所	国有林内における有害鳥獣関連の情報提供
南会津地方振興局 会津地方振興局 南会津農林事務所 会津農林事務所	
南会津警察署 会津坂下警察署	緊急時における住民の安全確保
会津よつば農業協同組合 福島県農業共済組合	被害量などの情報提供 被害防止に係わる助言及び指導

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

【南会津町】（令和6年12月現在）

平成26年4月1日設置。85名（捕獲有資格者85名）

【昭和村】（令和6年12月現在）

平成24年7月1日設置。31名（捕獲有資格者25名、補助者6名）

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

関係機関と連携して被害防止対策を推進していく。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

なし